

第3号議案

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成25年9月定例府議会提出に係る次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成25年8月30日

大阪府教育委員会

(事件議決案)

平成25年度大阪府公立高等学校の入学者の選抜における合格者の決定の過誤に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件名	概要
平成 25 年度大阪府公立高等学校の入学者の選抜における合格者の決定の過誤に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	平成 25 年度大阪府公立高等学校の入学者の選抜における合格者決定の過誤に係る合計 8 件の損害賠償請求に関し、和解することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行うもの。

平成 25 年 8 月 30 日
大阪府教育委員会

入学者選抜における採点方法の改善について

平成 25 年度入学者選抜において、大阪府立大手前高等学校で合否判定に関する採点ミスが生じたことをきっかけに、大阪府立成城高等学校における合否判定に関する採点ミスを含めて府立高校 54 校において、110 件（113 か所）の採点ミス（集計ミスを含みます）が発見されました。また、公表している基準と異なる選抜基準により合否判定を行ってしまったために大阪府立美原高等学校においても、合否判定に関するミスが生じました。厳正に行われるべき入学者選抜において、極めて重大な誤り・間違いでした。不合格になった生徒や保護者の方に大変な心痛を与えたことに対して、改めて深くお詫び申し上げます。また、その他の関係者や府民の皆様の府立高校への信頼を損なう事態を招いたことについても改めてお詫び申し上げます。

大阪府教育委員会では、このたびの事態を重く受け止め、ミスのあった高等学校長からの聞き取りを行うとともに、誤りのあった答案用紙すべてについて誤りの箇所、誤りの内容を確認し分析をおこないました。その分析結果及び今後の改善について 7 月 24 日の教育委員会会議における議論を踏まえ、次のとおりとりまとめました。

【採点ミスの傾向—どのような採点ミスがあったのか】

今回発見された採点ミスには、(1) 正解に×、不正解に○をつけたという「正誤ミス」が 4 箇所、(2) 正解に与えられる点数が 3 点の箇所に誤って 2 点としたような「配点ミス」が 52 箇所、(3) 「×」であるにもかかわらず、小計欄に「3」と書かれて 3 点が与えられたような「記載ミス」が 35 箇所、(4) 集計の際に足し算を誤った「集計ミス」が 22 箇所ありました。いずれの採点ミスも、採点あるいは集計の後、複数回の点検を実施したにも関わらず、発見することができませんでした。

【採点ミスの原因分析—どうして採点ミスが起こったのか】

大阪府教育委員会では、上記の採点ミスの原因を以下のように分析しています。

原因① 再点検の方法がミスを発見しにくい方法であった

これまで、府立高校の学力検査の解答用紙は、別紙 1 のような解答用紙を使用してまいりました。

受験生が解答した答案を、教員らが採点した（一度目の採点）後、別の教員らが同じ答案用紙を点検、再点検します（二度目、三度目の採点）。その後、点検された答案をもとに、小計等の集計をし得点を計算します。（この作業も、点検、再点検を行います。）各受験生の学力検査の得点及び調査書の評定をコンピューターに入力（入力作業についても、入力項目を読み上げる者、コンピューターに入力する者、入力されたデータが正しいかどうかを画面上で確認する者の 3 人で行うなどの方法で入力し、その保存されたデータが元資料と一致しているか、入力データを印刷して読み上げ照合を行い点検します）し、受験生の総合点をコンピューターを用いて決定します。

決定した総合点の順位に基づき、合格者の上位 90%（学科等によっては、80%）を確定します。残りの 10%（学科等によっては、20%）の合格者の決定は、10%（学科等によっては 20%）の合格者の 2 倍の候補者（「ボーダーゾーン」内の合格候補者）として選出し、各学校が予め定めるボーダーゾーン内の選抜基準に従い、10%（学科等によっては 20%）の合格者を決定します（別紙 2 参照）。この「ボーダーゾーン」内の生徒の答案について

は、採点ミスが合否に影響を及ぼす可能性が高いため、これらの答案を教員が再点検をしている学校が多くあります（四度目の採点、点検）。

上記のように、少なくとも合計三度の採点（点検）をすべての学校に義務付けていますが、再点検をしてもミスが無くならないような場合、学校長の判断で点検を繰り返すこともあり、学校によっては、四度目、五度目の採点（点検）をする学校もあります。

ただし、これらの点検方法は、受験生各人の答案用紙に重ねて点検する方法でした（例えば、一度目の採点者が赤色のマーカーで採点をした後は、二度目の採点者は赤色で示された採点ミスを青色のマーカーで点検し、三度目の採点者はこれを緑色のマーカーで、四度目は黄色のマーカーで…という要領で採点、点検等がなされていました）。

こうした方法ですと、二度目以降の採点者は、すでに異なる色のマーカーでなされた採点について引きずられてしまったり、あるいは点検を重ねるごとに何色ものマーカーの色が混じり読みにくくなるというリスクがありました。今回の採点ミスの中には、こうしたリスクに基づくミスがあったと分析しています。

原因② 採点者が間違いやすい解答欄／採点欄であった

別紙1をご覧いただければお分かりいただけるかと思いますが、採点者が解答欄を見た場合に、各解答に割り振られた配点が分からない作りであったり、異なる配点の解答が規則的に配列されていなかったり、点数の記入欄が分かりやすく用意されていない状況にあり、採点者が間違いやすい解答欄／採点欄であったといえます。

原因③ 入学者選抜事務点検マニュアルの徹底が不十分であった

入学者選抜事務点検マニュアル（以下、マニュアル）には、採点と小計については、別の作業として行うよう指示しています。ところが、ミスのあった学校には、採点と同時に小計欄に点数を記載するというケースが多くありました。1度目の採点者が採点と同時に小計欄に点数を記載したため、点検または再点検で訂正があった際、採点のみの訂正を行い、小計欄の訂正がされていなかったり、点検者が採点と小計欄に記載された点数を同時に確認することとなり、ミスを発見しにくい状況にありました。

原因④ 学校の管理体制、教員の集中力が不十分であった

今回の採点ミスのうち、採点にあたった教員の不注意によるケースがあったであろうことは否定できない事実であります。今後、各高等学校長のマネジメント等により、最大限採点者が集中して作業できる体制をとってまいります。採点ミスは、上記①から③の原因によるところが大きいと判断しています。

※ なお、上記の事情の他に、採点期間が短すぎるがゆえに、物理的に不可能な作業を採点者らに強いていたという趣旨の報道もなされましたが、この点は意見を異にしています。学力検査実施日から合格者発表日までの間の日数については、平成11年度までは1～3日（土、日を含むこともある）であったものを、一定の日数（3～4日（土、日含まず））を確保するよう改善してきました。平成25年度についても、前期で3日、後期で4日（ともに土、日含まず）を確保しており、他の都道府県と比較しても、特に短い期間であるとは言えません。

ただし、平成25年度選抜（平成25年2月・3月に実施の選抜）については、選抜日程の公表時期が前年の3月末であったことから、各高等学校では、すでに他の学校行事予定が重なり、採点期間にも他の業務を強いられた結果、採点業務に集中できなかったという

事情もありました。

従いまして、選抜作業に要する日数の確保に努めるとともに、各学校において、教員が採点業務に集中できるように、選抜日程の公表を、各学校が来年の行事予定を検討、決定しなければならない時期に先立って行う必要があります。

【改善策について—今後どのように対処するのか】

府教育委員会では、上記の分析結果を踏まえ、平成 26 年度入学者選抜（平成 26 年 2 月・3 月に実施される選抜）において以下の改善策を取ってまいります。

改善策① 二系統による採点

各高等学校において、複数回の点検を行っていたにも関わらずミスが発見できなかったことは、点検者（二度目の採点者）、再点検者（三度目の採点者）が一度目の採点者の採点に影響されることが原因と考えられたため、影響を受けずに採点する方法として、受験生の答案用紙の写しをとるなどして採点、点検を行う「二系統による採点」を取り入れます。このことにより、答案用紙に複数のチェックが入ることもなく、その後の集計作業への影響も少なくなり、点検の精度を上げ、確実な採点、点検につなげます。

改善策② 問題・解答用紙等の改善

採点者が配点を間違えないように、学力検査問題については、配点に規則性のある問題を作成します。また、解答用紙については、配点を解答欄の分かりやすい位置に予め印刷したり、小計欄や中計欄の配置を工夫したりするなどの改善をします。このことにより、配点の並び等に起因する思い込みや見落としを起さないようにします。

改善策③ マニュアルの改訂とマニュアル遵守の徹底

マニュアルには、全般的な留意事項の他、調査書評定の入力、学力検査の採点、選抜判定、合格者決定等の手順を記載しています。このマニュアルを、改善策①及び改善策②を踏まえ、より詳細なマニュアルに改訂します。

例えばマニュアルでは、採点と小計を別の作業として行うことになっていますが、今回のミスを起こした高等学校の中には、これに従わない手順で採点、点検を同時に行っており、そのためミスを誘発しているケースもありました。マニュアルの遵守は言うまでもなく、再発防止に向け、教職員一丸となって選抜事務の改善に取り組んでまいります。

改善策④ 選抜日程の早期の公表

上記の原因④に対応し、今後は、遅くとも前年度の 2 月末までには選抜日程を公表することを原則とする（何らかの事情で公表が間に合わなくとも、少なくともすべての学校には仮の日程を告知する）ものとします。

改善策⑤ 平成 25 年度内に答案用紙の最終点検を一律に実施

上記の改善策で、採点ミスの防止に向けて最大限尽力してまいります。今回のミスの件数を踏まえ、平成 26 年度選抜の答案については、合格者が入学する直前の 3 月 31 日までに、もう一度点検（最終点検）を行う必要があると考えています。その結果、上記の改善策が本当に功を奏したのかの検証をし、万が一（あってはいけませんが、仮に）合否に影響を与える採点ミスが発見された場合には、受験者への影響を最小限に抑えることができます。

以上の改善を行い、選抜を実施した後、改善策についての検証を行い、次年度以降の選抜の改善に資することとします。

【マークシートの導入について】

マークシートの導入については、機械による作業が中心となるため、人為的なミス回避できるという点で大きなメリットがあります。

しかし、一方で、以下のようなデメリットも考慮されます。

- ・ マークシートを導入するとなると、外部業者に委託するか、各学校がマークシートの読取機をレンタルして内部で作業するかを選択せねばなりません。概算レベルではありませんが、前者の場合およそ1億5,000万円以上、後者の場合およそ3,400万から6,500万円程度費用がかかります（府民の皆様から頂戴する税金から支出されます）。
- ・ 外部業者に委託する場合、現在の採点期間を前提とすると、1社で対応できる業者を見つけるに至っておりません。従いまして、複数の業者に委託することになり、費用面及び情報管理に係るリスクの増大が生じます。
- ・ マークシートの作業を内部（高等学校）で行う場合、機械への答案の挿入作業、採点結果のデータ処理を非専門家である教員が行うこととなりますが、作業の過程で、答案を毀損してしまったり、データ処理を誤るリスクがあります。
- ・ 当委員会の調査によれば、マークシートの採点は、最初に機械で解答の正誤を判定し、その後、ダブルマーク（一方の解答が消しゴムで十分に消し切れていない場合も含む）、あるいは十分に濃く塗りつぶされていない解答といった「機械では判断できない微妙な判定に服する解答」を人の肉眼で判定することが通常です。この場合、機械が正誤の判定できない解答をすべて「誤」として処理すれば採点は比較的迅速かつ容易になりますが、まだ中学生である受験生にそのリスクを負担させることへの反対意見も決して少なくないと懸念されます。もし、肉眼での処理をするとすると、「機械では判断できない微妙な判定に服する解答」の正誤の判断基準を完全に明確に設けることが現実問題として極めて困難になると考えられます（特に、マークシートの答案開示をした際に、大きな議論になると予想されます）。
- ・ 高校生を対象にするセンター試験とは異なり、受験生は中学生であり、マークシートに解答することに慣れていない生徒もいると考えられます。そのため、マークシートへの解答に対応するために十分な期間が必要になります。
- ・ 大阪の公立高校入学者選抜では、単に暗記に頼らず、「考えること」を重視しており、記述問題をなくすことは得策でないと考えています。そのため、仮にマークシートを導入する場合であっても、すべての問題がマークシート方式によることにはならず、問題文作成、解答用紙作成、解答用紙回収、さらには採点手続きにおいて、どのように記述問題とマークシート方式で区別するかという論点が残ります。

上記のデメリットを考慮し、少なくとも次回の選抜（平成26年度選抜）においては、マークシート方式を採用することはせず、上記の改善策を通じ、採点ミスを防止すべく全力を尽くす判断をいたしました。

府立高校への入学を熱望なさっている受験生の皆さんの思いを確実に受け止め、再発防止に向けて、府教育委員会、各高等学校及び選抜に係る関係者すべてが、それぞれの役割、責任を自覚し、受験生や保護者、府民の皆様の信頼を取り戻すため最善を尽くしてまいります。

配点が記載されて
いない。

4番の解答欄は、大きさの異なる3つの欄に分かれており、小計をする際には、その3つを合算しなければならない。

右側の解答欄が小さく、左側の解答欄が用紙の下端まであり、○×の記入位置が大きく離れる。小計でその2つを合算しなければならない。

解答欄が用紙の下端まであり、○×や点数を記入しづらい。

(3)	(4)	(1)
歴	製	
史	理	
(1)	(X)	
(15)	(12)	
郎	重	
報		
(X)	(1)	
(16)	(13)	
効	地	
(X)	域	
	(1)	

6つの解答欄がすきまなく続き、○×や点数を記入しづらい。

(5)	(7)	(1)
榎	枝	ア
の	が	
香	し	(X)
り	な	
の	や	
桜	か	
の	な	
花	と	
の	こ	
匂	ろ	
い		
(2)	(3)	

(10)	(2)	(3)	(2)	(1)
理由	ち	な		
い	ょう	ぜ		
く	ど	生		
こ	よ	命		
と	く	は		
が	合	海		
で	て	で		
き	い	生		
な	た	ま		
い	ら	れ		
か	ま	た		
い	ち	た		
死	命			
ん	は			
で	死			
し	ん			

(8)	(6)	(3)	(2)	(1)
再	元	後		
田	川	山		
母	か	母		
つ	っ	強		
か	パ	く		
せ	ン	パ		
る	タ	ン		
よ	ド	ド		
う	リ	リ		
な	の	の		
こ	飼	子		
と	お	ど		
を	う	も		
し	と	を		
し	し	全		
よ	て	く		
う	母	考		
と	母	え		
し	パ	ず		
申	ン	ら		
し	ド	れ		
り	子	ら		
ん	ど	れ		
な	も	ら		
悲	も	れ		
し	し	ら		

大阪府公立高等学校入学者選抜の方法

○ 前期入学者選抜（例 全日制課程普通科、全日制普通科総合選択制（東大阪市立日新高等学校を除く。）の場合）

<Step 1>

学力検査

- | | | |
|-------------------|-----|---------------------|
| ・国語（作文を除く。） | 50点 | } 合計 150点 …① |
| ・数学 | 50点 | |
| ・英語（リスニングテストを含む。） | 50点 | |

小論文

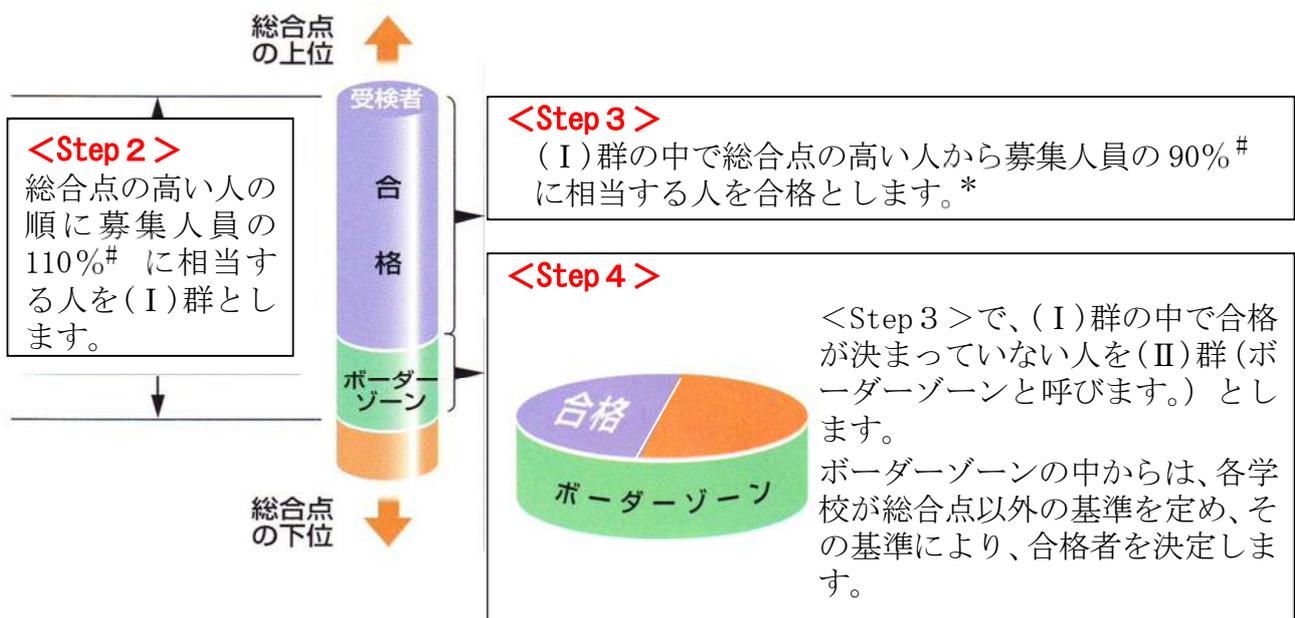
- ・社会に関すること、自分の将来に関すること、学びに関することなどについて、各学校がテーマを選択し、そのテーマについて、自分の考えを文章で記述。

30点 …②

調査書

- ・各教科の評定（各10点）に次のように倍率をかけて合計。 **150点** …③
- 国語、数学、英語の評定（各10点）× 1
 + 社会、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定（各10点）× 2

➡ **総合点の算出** ①+②+③ **(330点)**



(*) 全日制の課程普通科（単位制高校を除く。）で実施していた、男女別にそれぞれ募集人員の45%に相当する受検者を合格とするという方法を、平成25年度入学者選抜から、男女合わせて募集人員の90%に相当する受検者を合格とするという方法に変更しています。

(#) 前期入学者選抜 全日制の課程総合学科（クリエイティブスクールを除く。）及び大阪府教育センター附属高等学校の場合は、90%を80%に、110%を120%とします。

○ 後期入学者選抜（例 全日制普通科、全日制普通科総合選択制、全日制総合学科（クリエイティブスクール）、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部（クリエイティブスクール）の場合）

<Step 1>

学力検査

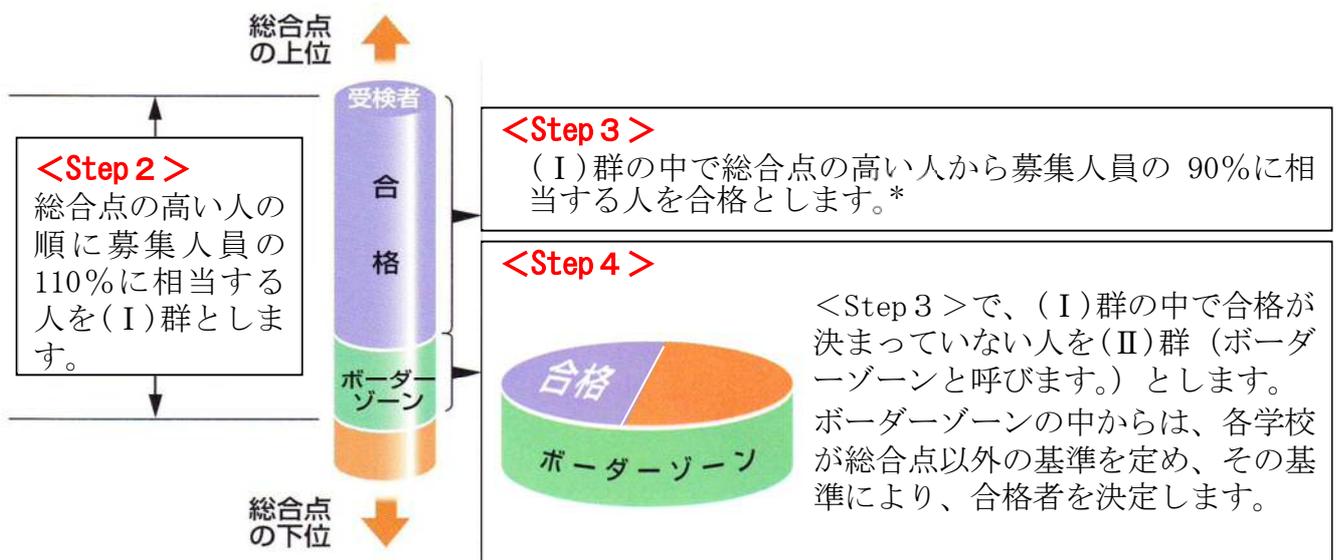
・国語（作文を含む。）	70点	} 合計 350点 …①
・社会	70点	
・数学	70点	
・理科	70点	
・英語（リスニングテストを含む。）	70点	

調査書

- ・各教科の評定（各10点）に次のように倍率をかけて合計。 **350点** …②
- 国語、社会、数学、理科、英語の評定（各10点）× 3
- + 音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定（各10点）× 5

➡ 各高等学校長が選択したタイプにより、「学力検査の合計（①）」と「調査書の評定の合計（②）」にそれぞれ倍率をかけて合計し、総合点を算出。

タイプ	学力検査の成績（①）に かける倍率	調査書の評定（②）に かける倍率	【参考】 学力検査：調査書
Ⅰ	1.2倍	0.8倍	6：4
Ⅱ	1.0倍	1.0倍	5：5
Ⅲ	0.8倍	1.2倍	4：6



(*) 全日制的課程普通科（単位制高校を除く。）で実施していた、男女別にそれぞれ募集人員の45%に相当する受検者を合格とするという方法を、平成25年度入学者選抜から、男女合わせて募集人員の90%に相当する受検者を合格とするという方法に変更しています。

<平成25年7月24日の教育委員会会議で配付した資料の訂正>

【1】平成25年度 都道府県別主な選抜の日程

資料1

3-10

	県名	教科数	学力検査実施日	合格者発表	学力検査から合格発表までの間の日数 (土日を含む)
1	北海道	5	3月 5日	3月 18日	12
2	青森県	5	3月 5日	3月 11日	5
		3	3月 14日	3月 19日	4
3	岩手県	5	3月 7日	3月 14日	6
4	宮城県	3	2月 1日	2月 12日	10
		5	3月 7日	3月 13日	5
5	秋田県	5	3月 5日	3月 12日	6
6	山形県	5	3月 10日	3月 17日	6
7	福島県	5	3月 7日	3月 14日	6
8	茨城県	5	3月 5,6日	3月 13日	6
9	栃木県	5	3月 6日	3月 12日	5
10	群馬県	5	3月 7,8日	3月 14日	5
11	埼玉県	5	3月 4日	3月 11日	6
12	千葉県	5	2月 12,13日	2月 19日	5
		5	2月 28日	3月 6日	5
13	東京都	5	2月 23日	2月 28日	4
		3	3月 9日	3月 13日	3
14	神奈川県	5	2月 15~19日	2月 28日	8
15	新潟県	5	3月 11日	3月 13日	1
16	富山県	5	3月 12,13日	3月 19日	5
17	石川県	5	3月 6,7日	3月 14日	6
18	福井県	5	3月 7,8日	3月 12日	3
19	山梨県	5	3月 7日	3月 14日	6
20	長野県	5	3月 12日	3月 22日	9
21	岐阜県	5	3月 12日	3月 19日	6
22	静岡県	5	3月 5日	3月 14日	8
23	愛知県	5	3月 11,14日	3月 21日	6

	県名	教科数	学力検査実施日	合格者発表	学力検査から合格発表までの間の日数 (土日を含む)
24	三重県	3	2月 7,8日	2月 14日	5
		5	3月 12日	3月 19日	6
25	滋賀県	5	3月 6日	3月 13日	6
26	京都府	5	3月 6日	3月 18日	11
27	大阪府	3	2月 20日	2月 26日	5
		5	3月 11日	3月 18日	6
28	兵庫県	5	3月 14日	3月 21日	6
29	奈良県	5	3月 13日	3月 18日	4
30	和歌山県	5	3月 11日	3月 19日	7
31	鳥取県	5	3月 7,8日	3月 15日	6
32	島根県	5	3月 6日	3月 18日	11
33	岡山県	5	3月 12日	3月 19日	6
34	広島県	5	3月 6,7日	3月 13日	5
35	山口県	5	3月 7日	3月 15日	7
36	徳島県	5	3月 12日	3月 19日	6
37	香川県	5	3月 12日	3月 21日	8
38	愛媛県	5	3月 12,13日	3月 19日	5
39	高知県	5	2月 7日	2月 15日	7
		3	3月 11日	3月 16日	4
40	福岡県	5	3月 12日	3月 19日	6
41	佐賀県	5	3月 13日	3月 19日	5
42	長崎県	5	3月 6,7日	3月 18日	10
43	熊本県	5	3月 6,7日	3月 13日	5
44	大分県	5	3月 12日	3月 15日	2
45	宮崎県	5	3月 5,6日	3月 19日	12
46	鹿児島県	5	3月 6,7日	3月 14日	6
47	沖縄県	5	3月 7,8日	3月 14日	5

全国の高校入学者選抜の日程について

- 1 学力検査実施日、合格者発表、及びその間の日程は左表のとおりである。
- 2 10日以上確保している道府県については、
 - ①授業を行いながら採点・判定作業をしている。
 - ②総合選抜や第二希望など、学校を超えた判定作業を行っている。などの状況があり、大阪府とは状況が大きく異なる。
- 3 3日以内の県については、
 - ①学校規模が小さい。
 - ②判定作業が比較的簡便である。
 などの状況があり、これも大阪府と状況が異なる。
- 4 大阪府と同程度の日程を確保している都県が多い。その中から、千葉県、愛知県の状況について、【2】のようにまとめた。また、多くの県は採点については、ほぼ1日半確保しているところが多かった。また、参考に間を11日間確保している島根県の状況も掲載した。

【2】採点の状況 他府県との比較

	大阪府	愛知県	千葉県	島根県
試験日と合格発表までの間の日数等	【前期】5日（定員の47.8%） 【後期】6日（定員の52.2%） 前期不合格者の多くが後期受検	【A群】6日 【B群】3日 ほとんどの生徒が2回受検をする	【前期】5日（定員の60%） 【後期】5日（定員の40%） 前期不合格者の多くが後期受検	11日 第1希望で定員の80% 第2希望で残りの20%を決定
採点作業日数	前期は1日半～2日 後期は2日～2日半	1日半	1日半	1日半
試験科目数	前期3教科 後期5教科	A群 5教科 B群 5教科	前期 5教科 後期 5教科	5教科
試験時間	前期40分 後期50分	40分	前期50分 後期40分	各教科 50分
教科外	（前期）小論文、情報活用力検査 面接、実技検査の中から1つ	全員に面接を実施	面接、小論文、作文、適性検査、 学校独自問題から各校1つ選択	学科により、面接または実技がある。
問題の概要	論述問題は他府県より多い。	論述問題を最低1問考めているが、多くはない。	論述問題は増加傾向。各教科2～3問以上ある。	論述問題は増加傾向。各教科で2～3問以上はある。
平均倍率	前期 2.19倍 後期 1.25倍	A群 2.07倍 B群 2.00倍	前期 1.85倍 後期 1.44倍	0.87倍
採点業務全般の負担感 実質採点総量	・各校は2回（1回）の採点で延べで <u>入学定員の約1.7倍</u> の数の採点を行っている。	・各校は1回の採点で <u>入学定員の約2倍</u> の数の採点を行っている。	・各校は2回の採点で延べで <u>入学定員の約1.7倍</u> の数の採点を行っている。	・多くの学校で定員割れを起こしており、採点する答案そのものの数は少ない。 <u>0.87倍の数</u>
その他	・論述問題が多い分、5教科の論述採点に関わる教員の負担は大きい。それ以外の負担は大きくない。	・論述は少ないが、受験者が多く、教員一人あたりの採点量は多い。 ・採点後の合否判定業務は県教委が行っている。	・大阪府と同様の状況である。	・学力検査当日以外は授業日 ・採点は少ないが、第一、第二希望の調整を各校間で行っており、合否判定作業は煩雑である。